

事務連絡
令和3年2月25日

各都道府県総務部
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)
各指定都市総務局
(人事担当課扱い)

御中

総務省自治行政局公務員部公務員課

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく
行動計画策定指針の一部改正について

事業主における不妊治療と仕事が両立できる職場環境の整備を推進するため、行動計画策定指針の一部を改正する告示（令和3年内閣府、国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号）が公示されたことを踏まえ、別添のとおり、令和3年2月24日付子発0224第1号により厚生労働省子ども家庭局長から各都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長宛てに通知が発出されましたので、参考までに情報提供いたします。

各地方公共団体におかれましては、別添通知を踏まえ、次世代育成支援対策推進法第19条第1項に規定する特定事業主行動計画について、策定又は変更いただきますようお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本事務連絡についての情報提供を行っていることを申し添えます。

連絡先

公務員課公務員第四係

電話 03-5253-5544（直通）

子発0224第1号
令和3年2月24日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

行動計画策定指針の一部を改正する告示の適用について

次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第7条第1項に基づき、行動計画策定指針(平成26年内閣府、国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号。以下「策定指針」という。)が定められている。

今般、「少子化社会対策大綱」(令和2年5月29日閣議決定)において、「不妊治療について職場での理解を深めるとともに、仕事と不妊治療の両立に資する制度等の導入に取り組む事業主を支援し、仕事と不妊治療が両立できる職場環境整備を推進する。」とされていること等を踏まえ、事業主における不妊治療と仕事が両立できる職場環境の整備を推進するため、行動計画策定指針の一部を改正する告示(令和3年内閣府、国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号)を本年2月24日付けで別添のとおり公示し、令和3年4月1日より適用することとした。

主な改正の内容等については下記のとおりであるので、各位におかれては、御了知の上、貴管内の市町村(特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。)に対し、周知いただきたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

記

第一 主な改正の内容について

一般事業主行動計画に盛り込む内容の改正内容(別添参照)を踏まえ、特定事業主行動計画の内容に関する事項(策定指針八)に「勤務時間、休暇その他の利用可能な制度の周知や管理職に対する意識啓発等を通じて、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成等を図る」旨を規定する。

第二 特定事業主行動計画の策定について

次世代育成支援対策推進法第19条第1項に規定するとおり、特定事業主(国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるものをいう。)は、特定事業主行動計画を策定することとされているところであり、都道府県においては全都道府県において策定されている一方、市町村における策定率は93.0%となっている(令和元年10月1日現在)。未策定の地方公共団体におかれては、その策定に向けて努められたい。

また、特定事業主行動計画の計画期間については、策定指針七2において、「平成二十七年度から令和六年度までの十年間のうち、一定期間を区切って計画を実施することが望ましい。」こととされており、適時適切に策定又は変更いただきたい。

(参考)

○ 行動計画策定指針(平成26年内閣府、国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号)(抄)

七 特定事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

1 (略)

2 特定事業主行動計画の計画期間

特定事業主行動計画は、経済社会環境の変化や職員のニーズ等を踏まえて策定される必要があり、計画期間内において、一定の目標が達成されることが望ましい。したがって、計画期間については、各機関の実情に応じて設定することができるものの、平成二十七年度から令和六年度までの十年間のうち、一定期間を区切って計画を実施することが望ましい。

3・4 (略)

○内閣府、国家公安委員会、
農林水産省、厚生労働省、
国土交通省、環境省、
告示第一号

次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第二十号)第七条第一項及び第三項の規定に基づき、
行動計画策定指針(平成二十六年内閣府、国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号)の一部を次の表のように変更し、令和三年四月一日か
ら適用することとしたので、同条第五項の規定に基づき公表する。

令和三年二月二十四日

- 内閣総理大臣 菅 義偉
- 国家公安委員会委員長 小此木八郎
- 文部科学大臣 萩生田光一
- 厚生労働大臣 田村 憲久
- 農林水産大臣 野上浩太郎
- 経済産業大臣 梶山 弘志
- 国土交通大臣 赤羽 一嘉
- 環境大臣 小泉進次郎

改 正 後	改 正 前
<p>六 一般事業主行動計画の内容に関する事項 (略)</p> <p>1 雇用環境の整備に関する事項</p> <p>(1) 妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備 ア イク (略)</p> <p>ケ 子どもの看護のための休暇の措置の実施</p> <p>子の看護休暇について、始業の時刻から連続せず、かつ、終業の時刻まで連続しない時間単位での取得を認める等の弾力的な利用が可能となるような制度等より利用しやすい制度を導入する。</p> <p>コ・サ (略)</p> <p>シ 不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施</p> <p>働しながら不妊治療を受ける労働者が不妊治療のための時間を確保できるようにするため、不妊治療のために利用することができる休暇制度(多様な目的で利用することができる)等、年次有給休暇の半日単位の付与や時間単位付与制度、所定外労働の制限、始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度、フレックスタイム制、短時間勤務制度、テレワーク(ICT を活用した場所にとらわれない働き方をいう。以下同じ)の導入その他の措置を講ずる。</p> <p>この場合、具体的なニーズは労働者によって様々であることが想定されることから、各企業において、不妊治療と仕事の両立の推進に関する取組体制を整備し、その雇用する労働者のニーズを把握するための調査</p>	<p>六 一般事業主行動計画の内容に関する事項 (略)</p> <p>1 雇用環境の整備に関する事項</p> <p>(1) 妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備 ア イク (略)</p> <p>ケ 子どもの看護のための休暇の措置の実施</p> <p>子の看護休暇について、一時間を単位とする取得が可能とする等の弾力的な利用が可能となるような制度等より利用しやすい制度を導入する。</p> <p>コ・サ (略)</p> <p>(新設)</p>

(傍線部分は改正部分)

<p>2 (8) (略) (12) (略)</p>	<p>八 特定事業主行動計画の内容に関する事項</p> <p>2 (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>1 勤務環境の整備に関する事項</p> <p>(7) (1) (略) (6) (略)</p> <p>(7) 不妊治療を受けやすい職場環境の醸成等</p> <p>職員が働きながら不妊治療を受けられるよう、勤務時間、休暇その他の利用可能な制度の周知や管理職に対する意識啓発等を通じて、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成等を図る。</p>
<p>2 (7) (略) (11) (略)</p>	<p>八 特定事業主行動計画の内容に関する事項</p> <p>2 (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>1 勤務環境の整備に関する事項</p> <p>(1) (1) (略) (6) (略) (新設)</p> <p>(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備</p> <p>シ・ス (略)</p> <p>ア・ウ (略)</p> <p>エ テレワーク等の導入</p> <p>テレワーク(ICTを活用した場所以とらわれない働き方をいう。以下同じ)等は、職住近接の実現による通勤負担の軽減に加え、多様な働き方の選択肢を拡大するものであり、仕事と子育ての両立のしやすい働き方である点に着目し、その導入の推進を図る。</p>

<p>2 (略)</p>	<p>を 行い、その結果を踏まえた措置を講ずることが望ましい。また、不妊治療と仕事の両立の推進に関する企業の方針や具体的措置についての労働者に対する周知、社内における理解促進のための取組、担当者による相談対応等を併せて行うことが望ましい。</p> <p>また、休暇制度等の運用に当たっては、プライバシー保護の観点から、労働者の不妊治療等の機微な個人情報 の取扱いに十分留意することが必要である。</p> <p>ス・セ (略)</p> <p>(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備</p> <p>ア・ウ (略)</p> <p>エ テレワーク等の導入</p> <p>テレワーク(ICTを活用した場所以とらわれない働き方をいう。以下同じ)等は、職住近接の実現による通勤負担の軽減に加え、多様な働き方の選択肢を拡大するものであり、仕事と子育ての両立のしやすい働き方である点に着目し、その導入の推進を図る。</p>
--------------	--